【概要】

仙塩地域七自治体公害防止協議会協定締結基準（昭和 54 年 6 月 11 日施行）

（１） 燃料の総使用量，年間 5,000ｔ以上
（２） 排水量， １日 3,000ｍ^{3}以上
（３） 人家が密集地域に立地する事業所であって，騒音又は振動が生活環境に特に著しく影響
（４） 有害物質若しくは不快を与える物質を製造し，又は排出する事業所
（５） 処分した県有地 100,000ｍ^{2}以上
（６） その他特に必要があると認めた事業所

⇒

指針協定締結基準（H15.4.1）

１ 規模要件等（廃掃法所管事業を主とする事業を営む事業者を除く。）
（１） 燃料の総使用量，概ね年間 5,000ｔ以上
（２） 排水量が，概ね１日 3,000ｍ^{3}以上
（３） 化学物質取扱総量，概ね年間１００ｔ以上の製造業
（４） 上記(1)～(3)に掲げる規模に準じる規模で，その他特に生活環境を保全する必要があると県が認める事業所
２ 立地市町村と協定の締結について協議の上，県が特に必要と認める事業所

⇒

指針協定締結基準（H25.4.1）

１ 規模要件等（廃掃法所管事業を主とする事業を営む事業者を除く。）
（１） 燃料の総使用量，概ね年間 5,000ｔ以上
（２） 排水量が，概ね１日 3,000ｍ^{3}以上
（３） 化学物質取扱総量，概ね年間１００ｔ以上の製造業
２ 立地市町村と協定の締結について協議の上，県が特に必要と認める事業所

協定（２２事業所）

S45～S54 締結：１７事業所
S54～H7：３事業所
H7～H14：２事業所

⇒

協定

・ 既締結２２事業所は継続

⇒

協定

・ 既締結１８事業所は継続

確認書（４３事業所）

仙台港湾公害防止対策地域

⇒

確認書

・ 仙台港湾公害防止対策地域（既交換確認書４３事業所は継続）
・ 宮城県企業立地促進奨励金交付要綱の奨励工場

⇒

確認書

・ 新たな取交わしは行わない。

覚書（５事業所）

硫黄酸化物

⇒

既に取交わしたものは**確認書**とみなし，新たな取交わしは行わない。